

1. 人と自然との共生の確保

基本目標「人と自然との共生の確保」を実現するために、基本施策「自然とのふれあいの推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像（平成 32 年）のような社会となることが期待されます。

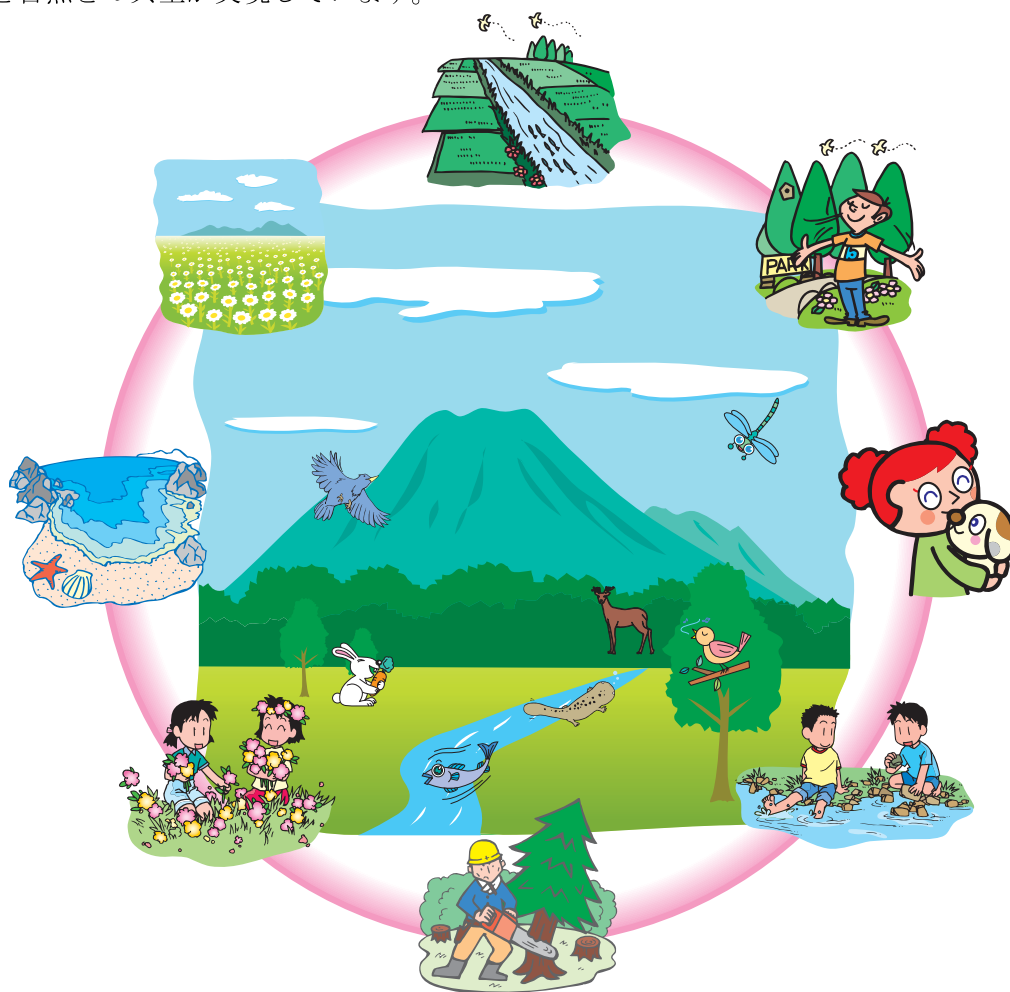
『人と自然との共生の確保』により目指す将来像

本県の豊かな水や緑が、県民・事業者・NPO 等・行政など様々な主体の連携と協働により美しい自然として保全されています。また、自然とふれあうための場が県内各地に整備され、県民や来訪者へ生活の潤いや安らぎを与えています。

豊かな自然の中では各種の各保護対策の推進等により、県民生活とうまく調和しながら多種多様な動植物が生息生育しています。

農業や林業、漁業などの就業者は、本県の自然環境に誇りをもちながら生き活きと仕事に従事しています。

豊かな水や緑、生物多様性が守られることで、本県が有する全国に誇るべき自然環境や景観等の評価は高まり、多くの観光客が島根県を訪れるだけでなく定住をする人が増えるなど、人と自然との共生が実現しています。



1-1.自然とのふれあいの推進

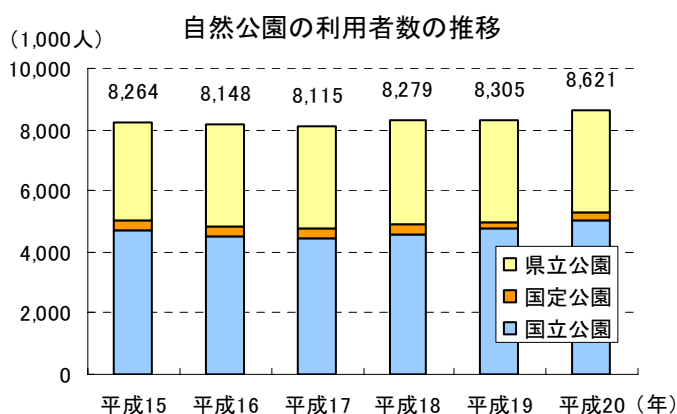
現況と課題

県内には、全国に誇れる多様で豊かな自然が多く残されており、国立・国定公園をはじめ、県立自然公園や県自然環境保全地域*が指定されています。

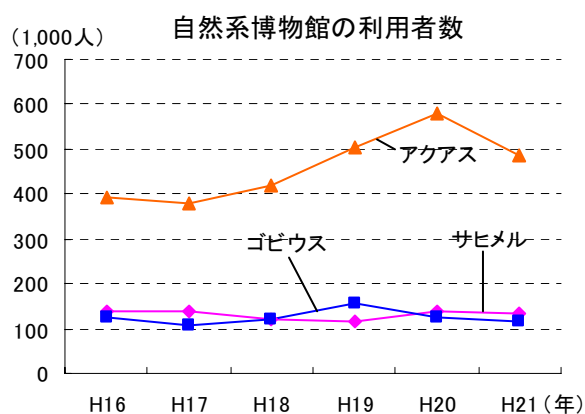
また、自然とのふれあいを求める県民のニーズの高まりから、三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス等の自然体験学習の拠点整備を行い、自然とのふれあいの場の整備を推進してきました。

県民意識調査結果によると県民の9割近くが自然とのふれあいを増やしたい、または維持したいと望んでいます。今後も、自然を適切に保全するとともに、環境学習施設や身近にある自然環境を有効に活用し、人と自然とのふれあいの場や学習の機会の確保と充実を図り、人と自然との豊かなふれあいを目指します。

さらに、こうした豊かな自然環境を保全しながら活用するエコツーリズム*など、環境保全や環境そのものを観光資源とした取組の推進や、観光客等に対しての本県の自然環境保全に向けた取組をPRすることなども求められています。



資料：島根県環境白書



資料：島根県観光動態調査結果

施策目標

豊かな自然環境を保全し、人と自然とのふれあいの場として活用します

県の施策展開

1-1-1. 優れた自然の保全

○自然環境保全地域の指定と管理の推進	「島根県自然環境保全条例」に基づき、指定している県自然環境保全地域について、地元の保護育成会等の協力を得て適正な管理を行います。
○優れた自然財産の保護と活用	<p>国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園をはじめ、貴重野生動植物の生息・生育地など、将来にわたって自然環境の保全を図る必要がある地域については、規制の強化や各種の啓発活動等を行い、積極的に優れた自然財産の保護を図ります。</p> <p>また、「みんなで守る郷土の自然」地域として選定した地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然については、地域と連携して保全を図ります。</p>

○天然記念物の保護と活用	県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用を図ります。
○自然保護意識の普及・啓発	自然環境の適正な保全と利用を推進するため、自然保護意識の普及・啓発を図ります。

【重点施策】 1-1-2. 自然とのふれあいの増進

○自然とのふれあいの場の整備と提供	<p>国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園は、優れた自然を人々が学び、体験し、ふれあうことができる場として、安全で快適な利用施設の整備等を推進します。</p> <p>また、社会経済情勢や自然的要素の変化を踏まえて、公園計画の見直しを必要に応じて行います。</p> <p>自然公園のみならず、本県の自然の特徴を最大限活かして、全县全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム※）」として、県民はもとより来県者にも様々な自然学習の場や機会などを提供します。</p> <p>都市や近郊においても、点在する既存の公園や緑地などを自然とのふれあう場として有効活用を図ります。</p>
○自然公園の適正な管理と利用促進	<p>自然公園への県民の理解を深め、適正な許認可を行うとともに、適正な管理を行い、自然公園の景観の維持と快適で安全な利用を促進します。</p> <p>また、季節ごとの見どころや動植物、公園等の情報を提供し、利用の促進に努めます。</p>
○自然とのふれあいの機会の増進	<p>自然観察会の開催やみんなで調べる島根の身近な自然調査、林業体験など、県民が楽しく参加できる自然とのふれあう機会を提供していきます。</p>
○地域との連携による住民参加型の維持管理の充実	<p>自然公園の美化や活用を支えるボランティア等と連携して、施設等の維持管理を行い、自然公園や中国自然歩道などをより快適に利用できるよう努めます。</p>
○自然解説員などの人材育成	<p>優れた自然の価値や大切さを伝える自然解説員の養成や地域に根づいた自然保護活動を行う人材や団体の育成に努めます。</p>

自然観察会



自然調査



1-1-3. 自然環境の観光資源としての活用

○自然を資源としたエコツアーなどの推進	自然資源を活用しながら保護意識の醸成を図る取組として、エコツアーなどを推進します。
○都市住民との交流の促進	しまね田舎ツーリズム*など、島根の豊かな自然を活用した都市住民との交流の取組を推進します。
○ガイドの育成	エコツアーなどの実施に重要となるガイドの育成を推進します。

1-1-4. 環境に配慮した工事の推進

○事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進	各種事業計画の策定に際しては、自然環境情報等の収集を行い、環境に配慮した計画の策定に努めます。
○事業実施工法における自然環境への配慮の促進	公共工事の実施においては、「島根県公共事業環境配慮指針」に基づき自然環境との調和、生活環境の向上、多様な生物が生息する空間の確保等を図るとともに、必要に応じて、ビオトープ*手法やミティゲーション*の導入を図るなど環境に配慮した公共工事の推進に努めます。
○河川工事における自然環境への配慮	本県においては、良好な水辺空間を有する所が多く、特に河川整備においては、生物の生息環境に配慮しながら、地域の特性に応じた多自然川づくりや親水性を確保し、潤いある水辺空間の形成に努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
自然公園利用者数	千人	H21	7,940	H23*	8,115*
三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館への入場者数	人	H21	778,869	H23*	760,000*
自然観察員等のボランティアを対象とした研修会の参加者数	人	H21	78	毎年度	80
三瓶自然館及び付属施設での自然とのふれあいを目的とした自然観察会の参加者数	人	H21	11,707	毎年度	10,000㊦

㊦：三瓶自然館については平成 21 年度に施設の一部を廃止し規模を縮小しており、これに伴い目標値を下げています。

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などへの積極的な参加による自然理解の深化 自然公園などの利用にあたっての、ゴミの持ち帰り、動植物の採取の禁止、車両の乗り入れ禁止など、利用マナーの遵守、環境への負荷をできるだけ与えない行動 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などの企画、積極的な参画など、県民が自然への理解を深めることへの協力 自然公園などの利用マナーの遵守や環境への負荷を抑える行動の呼びかけ など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などに積極的に参加・協力するとともに、可能な範囲での支援 自然公園等の自然豊かな環境の周辺部において、開発や整備、活動を行う際には、自然環境へ配慮した工事や行動を励行 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業計画の策定に際して、自然環境情報等の収集による環境に配慮した計画の策定 自然環境の状況を調査し、保全が必要な地域における保全施策の実施 自然とのふれあい体験などを通じた、自然への理解を深める機会の創出 自然解説員の養成や地域に根づいた自然保護活動を行う人材・団体の育成 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色ある自然環境の保護、回復推進 地域で取り組む自然保護活動や自然観察会などの開催支援 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園などの指定区域については、保全状況等を確認し、県民が自然とのふれあいの場として、快適、安全に利用できるように適正管理 各種の情報提供を行うなど、自然公園などの利用促進や自然保護活動への参加促進 など

1-2.生物の多様性の確保

現況と課題

生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。

大規模開発や外来生物の影響等により、この生物多様性の喪失が危惧されることから、平成15年に「自然再生推進法」、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が制定されました。また、平成20年には生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的に推進するために「生物多様性基本法」が制定されました。

本県における野生動植物を取り巻く環境も同様であり、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物を取りまとめた「しまねレッドデータブック」を改訂し保護対策を検討するとともに、三瓶の姫逃池などでは自然再生に取り組んできました。さらに、希少野生動植物の保護を図り生物多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承していくため、平成22年3月に「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を公布し、希少野生動植物の過度な捕獲・採取などを防ぐための規制、生息地等を保護するための行為規制、効果的・計画的な保護管理事業の実施、県民・NPO等との協働した保護活動の取組などを定めました。

今後は、こうした希少な野生動植物を適正に保護するとともに、有害鳥獣など、県民の生活や身体に被害を及ぼす生物について、人との共存を視野にいれながら、保護と被害対策を推進することが求められています。また、もともと生息・生育していない地域に人間活動によって他地域から侵入し、従来の生態系に影響を及ぼす外来生物については、外来生物法に基づく適正な管理などを行うとともに、不用意な飼育や繁殖・ペット化などを未然に防ぐよう、県民への普及啓発を推進することが求められています。

このほか、出雲市トキ分散飼育センターでは、国のトキ保護増殖事業計画の一翼を担う取組として、希少種で国際保護鳥であるトキの分散飼育を平成23年1月から始めており、トキを環境のシンボルとして、人と野生動植物が共存できるような取組の推進に力を注いでいます。

また、平成17年11月にラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海についてはその「環境の保全」と「賢明な利用」を推進します。

島根県内における絶滅危惧Ⅰ類の野生動植物の例



施策目標

野生動植物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します

県の施策展開

1-2-1. 野生動植物の保護と管理

○野生動植物の生息・生育分布調査と保護の推進	<p>県内の野生動植物の生息・生育の実態について調査と情報収集等を行い、多様な生態系の保全に努めます。</p> <p>また、鳥獣保護区を設定し人との共存を視野に入れながら、保護・被害対策に努めます。</p>
○野生動植物保護意識の啓発	<p>野生動植物保護意識啓発のためのパンフレットの作成や、自然環境保全地域などの野生動植物の生息・生育地に看板を設置するなど、住民とともに保護対策を図ります。</p>
○外来生物の対策	<p>外来生物の中には自然生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものがあります。これらの外来生物について生息生育実態や分布状況などの基礎的な調査、情報収集を行うとともに、被害拡大防止に努めます。</p>
○大型動物の保護対策	<p>特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては人身被害の回避、農林作物被害の軽減とともに、地域個体群の長期にわたる維持を図ります。</p> <p>また、弥山山地に生息するニホンジカについても、特定鳥獣保護管理計画に基づき、捕獲による適正な生息個体数への誘導と農林作物被害対策を実施することにより、人との共存を図ります。</p>
○絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策	<p>「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される野生動植物種のうち、絶滅の危険性の高いものを中心として生息・生育地の環境調査などを実施するとともに、地元保護団体等の協力も得ながら保護・増殖などの適正な保護対策を図ります。</p> <p>また、過度の捕獲・採取等によって種の存続が危ぶまれている野生動植物については、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」の「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制するとともに、県民及びNPO等と協働して保護管理事業に取り組みます。</p>
○自然の再生	<p>県民、事業者及び学術関係者等と連携して、開発により失われる自然や逆に人の関わりでの減少等により損なわれつつある自然環境の積極的な再生、修復に取り組みます。</p>

1-2-2. ラムサール条約登録湿地の保全と活用

○普及・啓発の推進	<p>ラムサール条約の基本理念は、「湿地環境の保全」とそこからもたされる貴重な資源を「賢明に利用」していくことです。</p> <p>それには、行政だけではなく、湿地周辺の住民や関係する団体等が基本理念を正しく理解して様々な取組を進める必要があります。そのため、行政と拠点施設等が連携し、出前講座等による基本理念の普及や湿地の保全等に関する情報を連携して発信・啓発します。</p>
○環境学習の推進	<p>宍道湖・中海の環境について、実際に現地において五感を使って学習することは、情操教育の観点からも極めて有効な手段です。冬鳥や水の中の植物、魚介類等を観察すること、また、伝統的な漁法や水質と私たちの生活との関連等を学習することは、子どもたちの郷土愛をはぐくむことにもつながります。</p> <p>そのため、自然観察会の機会の提供と参加しやすい環境学習体制を構築します。</p>

○生態系保全のための対策の推進	生態系の保全や水産業の振興のために動植物調査等を実施します。
○宍道湖・中海の環境保全活動への参加の促進	宍道湖・中海の一斉清掃をはじめ環境保全活動への県民、事業者、行政等の参加の促進を図ります。
○宍道湖・中海の水質保全対策の推進	(内容については「2-1-1」を参照)
○「賢明な利用」の推進	「賢明な利用」に関する意見交換会等を継続的に開催し情報の共有を行うとともに、多方面から「賢明な利用」の方策を考えます。また、宍道湖・中海の水産振興や観光資源としての活用等、地域振興につながる利用の推進に努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく「希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体」の認定数	認定数	H22	0	H32	50
一斉清掃などラムサール条約湿地中海・宍道湖湖沼環境保全活動の参加者数	人	H22	7,232	毎年度	7,500

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物や特定外来生物の生息・生育情報の提供及び生息・生育状況等調査への協力 野生動植物や生態系の保全活動参加 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 学校や地域におけるビオトープづくりなどへの参加、協力 <input checked="" type="checkbox"/> 地域で行われている里山、里地、里海の保全活動への積極的参加 野外活動を行う場合ににおける野生動植物の生息・生育環境に支障を及ぼさないモラルの学習と行動実践 外来生物の放逐抑制、ペットの責任ある飼育 観賞・栽培用の外来植物の適正な管理 傷ついた鳥類等の保護 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物や特定外来生物の生息・生育情報の提供及び生息・生育状況等調査への協力 外来生物の被害防止に関する普及啓発への協力 野生動植物や生態系の保全活動などの企画・参画 野外活動を行う場合ににおける野生動植物の生息・生育環境に支障を及ぼさないモラルの学習と行動実践 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物や生態系の保全活動などへの積極的な参加・協力及び、可能な範囲での支援 開発や整備、活動を行う際の、野生動植物の生育・生息環境へ配慮した工事や行動 など

<p>行政 (県及び市町村)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物の保護などの事業推進 など
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築 野生動植物の保護や生物多様性の保全、特定外来生物に関する意識を高めるための自然観察会や講習会開催による住民への啓発 地域で行う生物や生態系の保全活動に関する情報提供による活動への参加促進支援 NPO 等の民間団体が行う自主的な取組の支援 など
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や希少野生動植物の適切な保護管理のための希少野生動植物の生息・生育状況調査実施 農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築 野生動植物の保護や生物多様性の保全、特定外来生物に関する意識を高めるための、市町村との連携による住民への啓発実施 地域で行う生物や生態系の保全活動に関する情報提供による活動への参加促進支援 市町村や NPO 等の民間団体が行う自主的な取組の支援 など

シカ防護策設置



自然環境保護意識啓発看板



KODOMO ラムサール全国湿地交流会



1-3.森林・農地・漁場の保全と活用

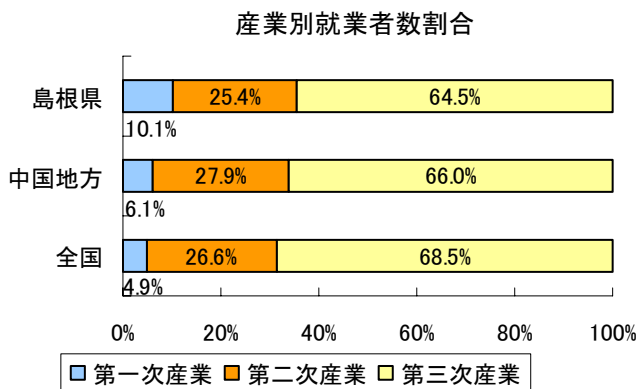
現況と課題

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、土砂流出・崩壊防止、水源かん養[※]等の公益的機能を有するなど重要かつ多様な役割を果たしています。また、本県の海岸地域には、良好な自然海岸が多くあり、その沖合の豊かな海域は日本海有数の漁場となるとともに、宍道湖等の湖沼や河川も多様な水産資源をはぐくんでいます。

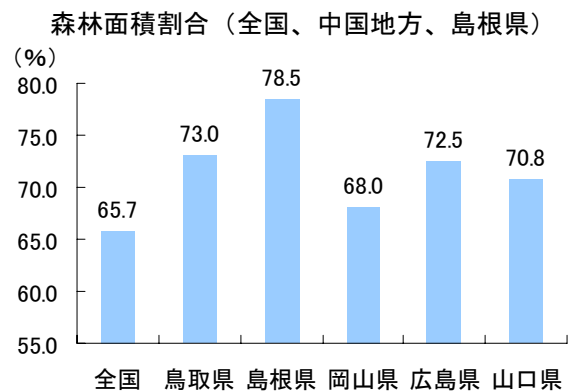
しかし、過疎化・高齢化や農林水産物貿易の自由化の進展等により、森林の管理放棄や農地の耕作放棄が拡大し、森林・農地の持つ多面的機能の低下が危惧されるとともに、磯やけ[※]など漁場環境の悪化が懸念されています。

このため、産業としての農林水産業の振興に努める中で、適正な森林管理や耕作放棄地対策、水産資源の保全の推進等、環境保全と経済活動を両立させる仕組みの構築を目指します。

また、「中山間地域等直接支払制度[※]」や「水と緑の森づくり税[※]」の活用、「しまね田舎ツアーリズム」の推進など、森林・農地・漁場の維持保全や資源を活かした多様な地域づくりの取組を推進します。



資料：平成17年度国勢調査



資料：統計で見る都道府県のすがた 2010

施策目標

**森林、農地、漁場を適切に管理・活用しつつ、
環境への負荷の少ない健全な地域経済の発展を目指します**

県の施策展開

1-3-1. 森林・農地・漁場環境の保全

○森林の公益的機能の維持保全

適切な森林経営・森林管理により島根の森林の健全性を維持するとともに、特に重要な森林については保安林に指定し保全に努めるほか、機能低下が著しいものについては治山事業により機能回復を図るなど、水源かん養や災害防止等の公益機能の維持・保全に努めます。

また、その担い手となる新規林業就業者の確保と育成に努めます。

○森林整備への県民・企業の参画推進	<p>森林に対する理解を深め、県民自らの行動を喚起するため、森林と親しむ活動や森林を守り育てる活動の機会を創出します。</p> <p>また、県民のアイデアと参加による新しい「森づくり」を進めるために、県民提案型事業を実施し、多様な主体と協働して「水を育む豊かな森」を次世代に引き継ぐ取組を進めます。</p> <p>さらに、県内外の企業が、島根県の森林整備に参画する仕組みとして「企業参加による森づくり」を実施していくとともに森林整備による二酸化炭素吸収量を算定し認証する仕組みを構築し、より多くの企業が、島根県の森林を活用したCSR[*]活動に参加されるよう推進していきます。</p>
○森林被害対策の推進	<p>山火事の未然防止のため、普及活動を行うとともに、松くい虫被害対策及びカシノガキクイムシによるナラ枯れ[*]対策を行う市町村や市民団体等の取組に対する支援を図ります。</p>
○農地保全対策の推進	<p>農地が有する食料生産や災害の防止・環境保全等の公益的機能確保のため、地域における農地保全活動や必要な基盤整備等を総合的に支援することにより、農地の適正な保全に努めます。</p>
○環境にやさしい農業の推進	<p>環境に配慮し、安全な農作物を安定的に生産するため、農業のもつ物質の循環機能を活かし、生産性や品質の維持を図りながら有機農業を始めとする環境にやさしい農業の拡大による農薬・化学肥料使用の低減や廃棄物の適正処理・再生利用を推進します。また、環境にやさしい農業の意義や収益性等に対する消費者の理解の醸成を促進します。</p>
○水産資源の保護・管理及び漁場環境保全対策の推進	<p>水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持するため、資源管理型漁業の推進、規制遵守のための監視などに努めるとともに、一部の沿岸や内水面で行われている磯やけを防止するための藻場[*]の造成やオゴノリの除去など、これら漁業集落や漁業者等の取組を支援します。</p> <p>また、海域や湖沼の漁場環境は、流入する河川の影響を受け、河川はその上流の森林の影響を受けることから、一部の地域で始まっている漁業関係者や地域住民等による森づくり等森林復興の取組を促進します。</p>

1-3-2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

○森林資源の利用の推進	<p>再生可能な資源である木材を建築用材等として積極的に利用するとともに、木質バイオマスの有効利用を推進し、森林資源を活かしながら森林を適切に管理する「森林と木材の循環利用（伐って、使って、植えて育てる）」を構築し、農山村地域の活性化を図ります。</p>
○棚田地域の保全とその利活用	<p>棚田の有する水源かん養等の多面的な役割や景観の維持保全を図るため、棚田地域の保全活動や棚田オーナー制度等の交流活動の促進に向けた取組を総合的に支援します。</p>
○都市と農山漁村の交流の促進	<p>都市と農山漁村の交流を通して自然とのふれあいを促進するため、市民農園や漁業体験施設の整備を行うとともに、「しまね田舎ツーリズム」などの滞在型の余暇活動を推進します。</p>

環境指標

項目	単位	現況		目標	
農地面積	ha	H21	38,400	H32	38,500
荒廃した森林の再生面積(H22～26の5年間、700×5年間)	ha	-	-	H26*	3,500*
エコロジー農産物*の推奨面積	ha	H21	992	H23*	1,000*

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の所有する森林や農地の適正管理 ・ 里山や海辺・水辺での、自然とのふれあい <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業・林業・漁業の体験活動参加 ➢ しまね田舎ツーリズムなどへの参加 ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などへの積極的な参加 ・ 環境に配慮した農業などで生産された農産物や地域で生産された農産物への理解を深め、優先的に購入 ・ 県産木材やその間伐材を使用した製品の購入 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動、景観保全活動などへの継続した取組 ・ 環境イベントや自然体験の場における、森林や農地、海辺の保全呼びかけ ・ 地産地消の推進 ・ 農林業、漁業に従事する人々とそれ以外の人々との交流促進 ・ しまね田舎ツーリズムの実施 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などへの積極的な参加・協力 ・ 農薬や化学肥料の適正使用など、環境にやさしい農業の実践 ・ 建築資材への県産木材の使用 ・ 県産木材やその間伐材を使用した製品の開発 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽や間伐の実施など森林の適正管理支援 ・ 一次産業における環境保全の取組の積極的な支援 ・ 藻場の造成等の促進 ・ 住民や事業者の森林づくり活動、里山や里海の保全活動等への参加を促進することによる森林を適正に管理する担い手の拡大 ・ 環境にやさしい農業の実施や遊休農地の活用支援 ・ 公共事業・公共施設における間伐材、県産材の利用推進 ・ 公共建築物等の木造化・木質化の推進 ・ 森林や農地水辺等が織り成す景観を守り、観光資源等として積極的な活用 ・ しまね田舎ツーリズムの推進 ・ 森林や農地の保全を図り、癒しの場や環境学習等の場として活用 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した森林づくりや農地保全の取組推進 ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援 ・ 住民の森林や農地とのふれあいを促進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な森林に関する、保安林の指定や治山事業による、適正な森林管理 ・ 森林や農地の持つ様々な公益的機能の維持保全、拡大を図る活動等を総合的に支援 ・ 市町村との連携による、県民や事業者が参加する森林づくり活動、里山や里海の保全活動等のしくみづくり など

1-4.景観保全と快適な生活空間の形成

現況と課題

近年、生活様式の都市化が進む一方で、潤いと安らぎのあるより快適な生活空間への期待が高まっています。本県には、豊かな自然や文化などによって形作られた、全国に誇れる景観資源が各所に存在しています。「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき意識啓発を図るとともに、身近な生活空間における水辺と緑の保全や周辺と調和した美しい景観づくり、歴史的・文化的資源の保存、これらの観光資源としての活用、無電柱化等道路環境整備を図りながら快適な環境づくりを推進します。また、「景観法」に基づく市町村の景観計画策定などをさらに支援します。

施策目標

潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります

県の施策展開

1-4-1. 水辺と緑の保全と創出

○親しみのもてる水辺の保全と創出(再掲:2-1-1)	河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しながら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。
○緑の総合的対策の推進	本県の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑の配置等についての「広域緑地計画」を策定するとともに、各市町村での「緑の基本計画」の策定に対して支援を行い、緑化の推進を図ります。
○公共施設や工場、道路の緑化の推進	公共施設や道路については、潤いと安らぎのある生活空間の形成を図るため、積極的に緑化を推進するとともに、工業団地などの整備の際は、周囲の自然環境との調和に配慮した「緑の工業団地」の建設に努めます。
○県民の緑づくりの推進	「できることからはじめよう！身近な緑づくり運動」やツリーバンク制度 [*] の活用などを通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

1-4-2. 良好な景観の保全と形成

○地域の魅力ある景観づくりの推進	<p>心の豊かさを育む快適な環境をつくるために「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、景観づくりに対する意識の啓発を図りながら地域住民や事業者による自主的な景観づくりを促進し、個性豊かな地域景観づくりを推進します。</p> <p>また、特徴ある景観資源を保全し、これを活かした魅力ある景観の形成を図るとともに、公共事業や公共施設の建設においては先導的・総合的な景観形成に取り組みます。</p> <p>さらに、市町村における景観法を活用した景観計画の策定や条例の制定等を支援します。</p>
------------------	---

○良好な街並み景観の形成	電線類の無電柱化、「しまね景観色彩ガイドライン」に基づく建物や屋外広告物等の色彩の景観的配慮、「しまね観光案内サインガイドライン」に基づく景観に配慮した観光案内板整備など、地域固有の景観の保全と活用により、調和のとれた街並みや快適な沿道景観づくりを推進します。
○魅力ある景観の観光資源としての活用	本県の自然環境や歴史文化が形作る、全国に誇れる景観を適正に保全するとともに、積極的なPRやNPO等の活動を支援することなどにより、観光資源としての活用を推進します。

1-4-3. 歴史的・文化的環境の保全

○天然記念物の保護と活用（再掲：1-1-1）	県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用を図ります。
○世界遺産石見銀山遺跡の保存管理と活用	将来の世代への継承をはかるために、遺跡の適切な保存管理・整備活用を推進するとともに、世界遺産としての価値の更なる解明・情報発信を図ります。
○地域の歴史や街並みを活かした街づくりの推進	歴史的街並みや文化的建造物、また地域の生活・風土により形成された文化的景観の保全と活用を図り、郷土に対する親しみがはぐくまれるよう街づくり・景観づくりに努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
大規模行為の届出がされたもののうち景観形成基準に適合するものの割合	%	H21	100	H32	100
沿道の無電中化延長	Km	H21	31.3	H26*	38*
景観法に基づく景観計画・景観条例策定市町村数	市町村	H21	4	H32	8

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 庭やベランダなどの緑化 自然や景観、歴史・文化遺産との積極的なふれあい など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 水辺や緑、自然が織り成す景観、歴史・文化を活用したイベント等による、その魅力の県民や観光客等への発信 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所周辺における積極的な緑地配置 広告看板等の設置時における、景観に配慮した素材、色彩等の採用 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の緑化推進 道路等公共事業や公共施設建設等における、積極的な緑地の配置 道路管理者として、無電柱化等を計画的に推進 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した緑化活動、里山保全活動等の実施 「緑の基本計画」を策定し、計画的な緑地配置を推進 地域固有の自然や景観資源、歴史・文化を保全 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との連携による、県民や事業者が参加する緑化活動、里山保全活動等の仕組みづくり 市町村の「緑の基本計画」策定等緑化推進の支援 広域的な視点から、島根県固有の自然や景観資源、歴史・文化についての、市町村やNPO等と連携した保全 など